

枚方市地域防災計画 新旧対照表（案）

（風水害等応急対策・復旧復興対策編）

理由欄の凡例

府：大阪府地域防災計画の修正に伴うもの

市：市独自の理由によるもの

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
第1章 災害警戒期の活動			
1	第1節 気象予警報等の活動		
1	<p>ア 注意報 気象現象等により <u>二次細分区域「東部大阪」</u> に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。</p> <p><u>※二次細分区域「東部大阪」に該当する市町村</u> <u>守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市</u></p> <p>イ 警報 気象現象等により <u>二次細分区域「東部大阪」</u> に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。</p> <p>ウ 気象情報 気象の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><u>平成20年度の改善「大雨、洪水、高潮の警報・注意報の改善」</u></p> <p><u>大雨、洪水、高潮の警報・注意報について、災害とより結びつく新たな予測指標を導入する等の改善が行われ、市町村に対応した基準が作成された。平成20年度出水期からはこの新たな基準を用いて、現在と同じく二次細分区域に対する警報・注意報が発表される。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成22年度の改善「警報・注意報の発表対象地域の変更」</u></p> <p><u>平成22年度出水期からは、すべての警報・注意報について、発表対象地域の区分が現在の二次細分区域から市町村に変更され、新しい形式で発表される。</u></p> </div>	<p>ア 注意報 気象現象等により被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために <u>市町村毎</u> に発表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>イ 警報 気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために <u>市町村毎</u> に発表する。</p> <p>ウ 気象情報 気象の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	府
2	<p>表中1段目 風雪注意報：<u>風雪</u>によって災害が起こるおそれがあると</p>	<p>風雪注意報：<u>雪を伴う強風</u>によって災害が起こるおそれがあると</p>	府
4	<p>表中2段目 暴風雪警報：<u>暴風雪</u>によって重大な災害が起こるおそれがある</p>	<p>暴風雪警報：<u>雪を伴う暴風</u>によって重大な災害が起こるおそれがあると</p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
5	注1～3 [略] <u>(追加)</u>	注1～3 [略] <u>4：大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。</u> <u>5：大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。</u> <u>6：雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。</u>	府
13	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発表基準</p> <p><u>大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量を超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。</u></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発表基準</p> <p><u>気象庁の短時間降雨予測に基づき、大阪府の土砂災害発生基準雨量及び気象庁の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。</u></p> </div>	府
13	<p>※土壌雨量指数</p> <p>土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。</p> <p><u>また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高い。</u></p>	<p>※土壌雨量指数</p> <p>土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	府
15	<p>4 住民への周知</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 周知の方法</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>4 住民への周知</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 周知の方法</p> <p>ア～カ [略]</p> <p><u>ケ 携帯メールや緊急情報メールの利用</u></p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
31	第4節 組織動員体制		
31	【枚方市災害対策本部の組織】	付紙1に変更	市
37～ 39	(2) 配備区分の動員人員	付紙2に変更	市
第2章 警戒活動			
48	第2節 土砂災害警戒活動		
48	(2) 警戒活動の基準と内容 ① 災害警戒本部体制 a 基準 <u>予測雨量が、土砂災害発生基準雨量を超過した時</u> ② 災害対策本部体制 a 基準 <u>土砂災害警戒情報が発表された時</u>	(2) 警戒活動の基準と内容 ① 災害警戒本部体制 a 基準 <u>土砂災害警戒情報が発表され、災害発生の兆候が認められるとき</u> ② 災害対策本部体制 a 基準 <u>土砂災害警戒情報が発表され、大規模な災害発生の前兆現象が認められるとき</u>	市
49	※土壌雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。 <u>また、土壌雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km四方領域ごとに、過去10年間に出現したひと雨毎の土壌雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高い。</u>	※土壌雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。 <u>(削除)</u>	府
49	【情報伝達系統】図、右下 インターネット (追加)	インターネット <u>携帯メールや緊急速報メール</u>	府
53	第4節 避難誘導		
54	<u>三段階の</u> 避難勧告等一覧	避難勧告等一覧 付紙3に変更	府

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
54	<p>1 避難の準備の指示（避難準備（<u>災害時要援護者避難</u>）情報）</p> <p>(1) 大阪府水防本部長またはその命を受けた水防要員もしくは水防管理者は、河川及びため池ではん濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、<u>広報車等により避難の準備を指示する。特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等は避難を開始するよう伝達する。</u></p> <p>(2) 市長は、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、各危険地域毎の基準に従い<u>本部体制をとった場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等は避難を開始するよう伝達する。</u></p>	<p>1 避難の準備の指示（避難準備情報）</p> <p>(1) 大阪府水防本部長またはその命を受けた水防要員もしくは水防管理者は、河川及びため池ではん濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、避難の準備を指示する。</p> <p>(2) 市長は、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、危険地域毎の基準に従い、<u>その必要な地域の住民に対し、避難の準備を指示する。</u></p>	府市
56	<p>(3) 勧告及び指示のめやす</p> <p>避難準備（<u>災害時要援護者避難</u>）情報は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては当該地区に避難の勧告又は指示を実施する必要が予想される場合に発令する。<u>特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等は避難を開始するよう伝達する。</u></p> <p>避難の勧告又は指示は、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。</p> <p><u>勧告又は指示のめやすは以下のとおりである。</u></p> <p><u>ア 避難が必要と予想される各種気象などの警報が発せられたとき</u></p> <p><u>イ 河川、ため池がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水のおそれがあるとき</u></p> <p><u>ウ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等において、土砂災害等の危険が切迫しているとき</u></p> <p><u>エ 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険が予想されるとき</u></p> <p><u>オ 建築物の倒壊の危険や、危険物取扱施設の爆発などの二次災害が発生するおそれがあるとき</u></p> <p><u>カ 火災が拡大するおそれがあるとき</u></p> <p><u>キ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき</u></p>	<p>(3) 勧告及び指示のめやす</p> <p>避難準備情報は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては当該地区に避難の勧告又は指示を実施する必要が予想される場合に発令する。</p> <p>避難の勧告又は指示は、当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。</p> <p><u>避難の勧告又は避難指示を発令する場合は、気象台からの気象情報、国・府からの河川情報などの情報から総合的に判断するものとし、そのめやすは次のとおりである。</u></p> <p><u>付紙4の表を追加</u></p>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
57	<p>(4) 住民に対する周知</p> <p>イ 周知の手段</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑥ インターネット (市ホームページ)</p> <p>⑦ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。</p>	<p>(4) 住民に対する周知</p> <p>イ 周知の手段</p> <p>①～⑤ [略]</p> <p>⑥ <u>携帯メールや緊急速報</u></p> <p>⑦ インターネット (市ホームページ)</p> <p>⑧ その他口頭伝達や必要に応じて上記を併用するなどして伝達する。</p>	府
58	<p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 住民の避難誘導</p> <p>… (中略) …</p> <p>なお、府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。</p>	<p>3 避難の誘導</p> <p>(1) 住民の避難誘導</p> <p>… (中略) …</p> <p>なお、<u>福祉部</u>は府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」を作成し、作成後はこれに則した対応とする。</p>	市
63	<p>(4) 避難所が不足する場合</p> <p>… (中略) …</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(5) 災害時要援護者への配慮</p> <p>避難所の開設にあたっては、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p>	<p>(4) 避難所が不足する場合</p> <p>… (中略) …</p> <p><u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(5) 災害時要援護者への配慮</p> <p>避難所の開設にあたっては、災害時要援護者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、<u>民間賃貸住宅</u>、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p>	府
64	<p>2 避難所の運営・管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難者名簿の作成</p> <p>ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 避難所における情報提供</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 被害状況や避難者情報等について広報する。</p>	<p>2 避難所の運営・管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難者名簿の作成</p> <p>ア 避難所運営を円滑に行うため、避難者を受入れる際には避難者名簿を作成する。<u>また、避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 避難所における情報提供</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 被害状況や<u>応急対策の実施状況・予定</u>、避難者情報等について広報する。</p>	府

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
65	<p>(7) 生活環境への配慮 避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシーの<u>確保に配慮する。</u></p> <p>(8) 災害時要援護者への配慮 教育委員会、健康部<u>及び福祉部は</u>、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。</p> <p>(9) 男女双方の視点への配慮 <u>避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び</u>男女のニーズの違い等男女双方の視点へ<u>配慮する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(7) 生活環境への配慮 避難所生活の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの<u>確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(8) 災害時要援護者への配慮 教育委員会、健康部、<u>福祉部及び子ども青少年部は</u>、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の健康状態等を把握し、スペースの確保や必要な生活必需品の配布等に配慮する。</p> <p>(9) 男女双方の視点への配慮 <u>避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点へ配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</u></p> <p><u>(10) 外国人への配慮</u> <u>外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</u></p>	府
第3章 災害発生後の活動			
73	第2節 通信手段の確保		
74	<p>4 多様な通信手段の活用 (1)、(2) [略] (3) <u>防災行政無線</u>の利用 支所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、<u>防災行政無線</u>により行う。 (4) [略] (5) 非常通信等の利用 災害時において、電気通信設備（NTT通信電話等）が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかも<u>防災行政無線</u>による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。</p>	<p>4 多様な通信手段の活用 (1)、(2) [略] (3) <u>MCA無線</u>の利用 支所その他出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、<u>MCA無線</u>により行う。 (4) [略] (5) 非常通信等の利用 災害時において、電気通信設備（NTT通信電話等）が被害を受け、又は利用することが著しく困難な場合で、しかも<u>MCA無線</u>による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。</p>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
75	第3節 広報・広聴計画		
75	(2) 広報の方法 ア～カ [略] <u>(追加)</u> <u>キ</u> (株) エフエムひらかた、(株) ケイ・キャットによる広報 <u>ク</u> 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等、災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報	(2) 広報の方法 ア～カ [略] <u>キ</u> <u>携帯メールや緊急速報メールの活用</u> <u>ク</u> (株) エフエムひらかた、(株) ケイ・キャットによる広報 <u>ケ</u> 録音テープやファクシミリ等の多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等、災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報	府
78	第2 災害広聴対策 《基本的な考え方》 市は、被災者の要望の把握と住民からの問い合わせに対応するため、相談窓口を開設するなどの <u>広聴活動</u> を実施する。	第2 災害広聴対策 《基本的な考え方》 市は、被災者の要望の把握と住民からの問い合わせに <u>速やかに対応するため、専用電話及び専用ファクシミリを備えた</u> 相談窓口を開設するなど <u>積極的に</u> 広聴活動を実施する。	府
79	第4節 応援・派遣要請		
79	第1 広域応援等の要請と受入れ 《基本的な考え方》 市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅速に府及び防災関係機関等と密接な連絡をとり、相互に協力して被災者の救助など応急対策を実施する。	第1 広域応援等の要請と受入れ 《基本的な考え方》 市長は、被害程度が甚大で、市単独で対処することが困難と判断したときは、全壊家屋数や死傷者数の被害の具体的な状況が把握できない場合であっても、迅速に府、 <u>関西広域連合</u> 及び防災関係機関等と密接な連絡をとり、相互に協力して被災者の救助など応急対策を実施する。	府
81	2 応援要請 (1)、(2) [略] (3) 緊急消防援助隊の派遣要請 枚方寝屋川消防組合管理者は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちに <u>その旨連絡するものとする。</u> なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。	2 応援要請 (1)、(2) [略] (3) 緊急消防援助隊の <u>応援要請</u> 枚方寝屋川消防組合管理者 <u>又は消防長</u> は、自らの消防力及び大阪府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に直ちに <u>応援要請を行うものとする。</u> なお、知事と連絡が取れない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。	市

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
88	第5節 消火・救助・救急活動		
90	3 広域応援の要請 (1)～(3) [略] (4) 緊急消防援助隊の応援要請 枚方寝屋川消防組合管理者は、 <u>枚方寝屋川消防組合</u> の消防力及び府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、 <u>緊急消防援助隊運用要綱に定める様式により、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。</u>	3 広域応援の要請 (1)～(3) [略] (4) 緊急消防援助隊の応援要請 枚方寝屋川消防組合管理者 <u>又は消防長</u> は、 <u>自らの</u> 消防力及び <u>大阪</u> 府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に <u>直ちに</u> 応援要請を行うものとする。 <u>なお、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請するものとする。</u>	市
90	4・5・6 [略] <u>(追加)</u>	4・5・6 [略] <u>7 惨事ストレス対策</u> <u>救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u>	府
91	第3節 医療救護活動		
91	1 医療救護活動体制 (1) <u>救急</u> 医療対策会議の招集 市長は、健康部、市民病院、三師会、枚方寝屋川消防組合、枚方保健所で構成する <u>救急</u> 医療対策会議を災害対策本部と同じ建物内に招集する。	1 医療救護活動体制 (1) <u>災害</u> 医療対策会議の招集 市長は、健康部、市民病院、三師会、枚方寝屋川消防組合、枚方保健所及び <u>必要な医療機関等</u> で構成する <u>災害</u> 医療対策会議を、 <u>必要に応じ</u> 災害対策本部と同じ建物内に招集する。	市
95	第7節 交通輸送対策		
102	第3緊急輸送体制の確立 《対策の展開》 1 人員、輸送用車両等の確保 (1)～(3) [略] (4) その他輸送手段の確保 ア ヘリコプターの利用 ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、 <u>枚方寝屋川消防組合は</u> 災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。 ①・② [略] イ 船舶の利用 市長は、船舶による輸送を必要とする場合は、知事にあつせんを要請する。	第3緊急輸送体制の確立 《対策の展開》 1 人員、輸送用車両等の確保 (1)～(3) [略] (4) その他輸送手段の確保 ア ヘリコプターの利用 ヘリコプターによる輸送を必要とする場合は、枚方寝屋川消防組合と市が協議の上、市長は関係機関に支援を要請するとともに、 <u>枚方寝屋川消防組合と協力して</u> 災害時用臨時ヘリポートが直ちに使用できるよう準備する。 ①・② [略] イ 船舶の利用 市長は、船舶による輸送を必要とする場合は、知事にあつせんを要請する <u>とともに、淀川河川事務所長に緊急用船着場の利用を要請する。</u>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
第4章 応急対策活動			
114	第1節 生活救護に関する計画		
114	(2) 応援要請 ア 災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、府に支援を要請する。	(2) 応援要請 ア 災害の規模によっては、市独自ですべての応急体制を整えることが困難な場合は、 <u>府及び大阪府広域水道企業団</u> に支援を要請する。	府
115	(3) 応急給水の方法 <u>(追加)</u> <u>ウ</u> 仮設給水栓の設置による応急給水 [略] <u>エ</u> 飲料水の水質検査及び消毒 [略] <u>(追加)</u>	(3) 応急給水の方法 <u>ウ</u> <u>耐震性貯水槽からの応急給水</u> <u>耐震性貯水槽の設置場所も状況によって応急給水所とし、給水を実施する。</u> <u>エ</u> 仮設給水栓の設置による応急給水 [略] <u>オ</u> 飲料水の水質検査及び消毒 [略] <u>カ</u> <u>ボトル水の配布</u>	府
117	イ 調達食料 … (中略) … 他の市町村、近畿農政局 (<u>大阪農政事務所</u>) に応援要請した場合は、府に報告する。	イ 調達食料 … (中略) … 他の市町村、 <u>農林水産省</u> 、近畿農政局 (<u>大阪地域センター</u>) に応援要請した場合は、府に報告する。	府
128	第3節 建築物・住宅応急対策		
129	2 住宅の確保 (1) 応急仮設住宅の供与 … (中略) … ア～ウ [略] エ 応急仮設住宅の管理 府と管理委託契約を結び、市の責任において管理を行う。また、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には、高齢者・障害者等に配慮する。 <u>(追加)</u>	2 住宅の確保 (1) 応急仮設住宅の供与 … (中略) … ア～ウ [略] エ 応急仮設住宅の <u>運営</u> 管理 府と管理委託契約を結び、市の責任において <u>適切な運営</u> 管理を行う。また、集会施設等生活環境の整備を促進するとともに、入居の際には、高齢者・障害者等に配慮する。 <u>この際、市は府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。</u>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由				
134	第6節 災害時要援護者への支援						
134	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害発生直後の災害時要援護者支援対策 … (中略) …</p> <p>(1) 災害時要援護者の安否確認 … (中略) …</p> <p>なお、府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」の作成後は、これに則した対応とする。</p>	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害発生直後の災害時要援護者支援対策 … (中略) …</p> <p>(1) 災害時要援護者の安否確認 … (中略) …</p> <p>なお、福祉部は府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づく「災害時要援護者支援プラン」を作成し、作成後はこれに則した対応とする。</p>	市				
復旧復興対策 第1章 生活の安定							
188	第2節 被災者の生活確保						
188	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する法律)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">支給対象</td> <td>上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)</td> </tr> </table>	支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)	<p>《対策の展開》</p> <p>1 災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する法律)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">支給対象</td> <td>上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (生計を一にしていた場合に限る) (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)</td> </tr> </table>	支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、 兄弟姉妹 (生計を一にしていた場合に限る) (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)	府
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母 (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)						
支給対象	上記の災害による死亡者*の配偶者 (事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、 兄弟姉妹 (生計を一にしていた場合に限る) (*当該災害後3か月以上の行方不明者を含む)						